

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（案）」
（本文、別添及び別冊による構成）に関する意見

所 属	（団体名）	（部署名）
	一般社団法人電子情報技術産業協会	知的基盤部
御意見		
（該当箇所） 本文・別添・別冊 の 14 ページ 利用目的を超えた個人番号の利用禁止に関する 3 行目		
（御意見） 国の施策により新たに個人番号を利用するケースが増えた場合においては、取得する工数を緩和するため、容易な手続きで済むような運用を検討いただきたい。		
（理由） 個人番号の利用に関して同意を取得することは、従業員本人及び会社にとっても多大な工数が必要となり、負担であるため。		

（該当箇所） 本文・別添・別冊 の 19 ページ 第 4-2-1(1)委託の取扱い		
（御意見） 再委託の条件として委託元の許諾は不要としていただきたい。また、実地の調査を行うことができる規定を盛り込むことが望ましいとされているが、SaaS の場合には除外していただきたい（人事・給与システムをクラウドサービスとして提供している場合等の扱いを想定）		
（理由） SaaS を提供するサービス事業者は顧客に対して事務処理をするコンピュータ環境を提供しているものであり、事務処理を自ら行っていないため。なお、SaaS サービス事業者としては、特定顧客の特定サービスのみ限定して再委託しているものではなく、他顧客や他の SaaS サービスも含めてコンピュータ環境の提供をしており、特定顧客から再委託を拒絶された場合には、全 SaaS サービスの提供が困難となるため。また、SaaS サービスはデータセンターを利用して提供しているが、当該データセンターでは他顧客のデータも管理しており、実地調査のための立ち入りを認めると、他顧客から守秘義務違反と指摘されかねないため。		

(該当箇所)

本文・別添・別冊 の 20 ページ 第 4-2-(1)1 「委託先の監督 B 必要かつ適切な監督」
の 13 行目

(要望)

「・・・契約内容として、・・・報告を求める規定等を盛り込まなければならない。」
の「等」を削除し、契約内容を限定列挙としていただきたい。

(理由)

実務上、契約に盛り込むべき規定の範囲を明確に限定することが望ましいため。

－ 以 上 －